

自動車等安全性性能評価実施要領の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 ○自動車等安全性性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
十七 後方視界情報提供装置性能	試験自動車の後面、当該自動車の後面から三・六五メートルの距離にある鉛直面、当該自動車の左側面から○・	障害物の存在を確認できること	(新設) (新設) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(試験自動車等の選定に関する事項) 第三条 国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、毎年三月末時点又は九月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四条第一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申出があつた自動車についても選定することができる。		(試験自動車等の選定に関する事項) 第三条 国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、毎年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四条第一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申出があつた自動車についても選定することができる。	
2 (略) (自動車の評価) 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。		2 (略) (自動車の評価) 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。	

2 (略)	十八 予防安全性能		
	第十五号から第十七号までの試験	四五メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の右側面から〇・四五メートルの距離にある鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さが〇・六メートル以上〇・九メートル以下であり、かつ、直径が〇・三メートルである円柱をいう。以下同じ。)を後方視界情報提供装置を用いて確認する試験	
	衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験及び後方視界情報提供装置性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す二段階の指標		
2 (略)	十七 予防安全性能		
	第十五号及び第十六号の試験		
	衝突被害軽減制動制御装置性能試験及び車線逸脱警報装置性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す二段階の指標		

附 則
この告示は、公布の日から施行する。